

甲斐市多子世帯に係る学校給食費の負担軽減事業について

甲斐市では、経済的負担が大きい子育て世帯の中でも特に負担の大きい多子世帯に対し、昼食費を軽減することで安定した生活を送れるよう経済的支援を実施します。

市立小中学校の保護者が負担する給食費は第1子を現在の徴収額と同額とし、第2子を半額（児童2,350円、生徒2,600円）、第3子以降を無償とします。

また、本支援を受けるためには、対象者（第2子以降の児童・生徒）ごとにそれぞれ申請書の提出が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、第1子にあたる児童・生徒は負担軽減の対象となりませんので、申請書の提出は不要です。

1 対象者

子を2人以上扶養し、甲斐市立小中学校に在学している第2子以降の児童・生徒を持つ保護者

【学校給食費負担軽減における扶養の考え方】

同居・別居、年齢、所得状況に関わらず、申請者（保護者）がお子さんを監護している（日常的に世話をしている・生計を見ている）場合は扶養しているものとします。（ただし、婚姻している場合を除きます）

2 内 容

①学校給食費

区 分	児 童	生 徒
第1子	4,700円	5,200円
第2子	2,350円	2,600円
第3子以降	無 償	無 償

※学校給食費の減額は4月に遡りますので、納付しすぎている給食費は還付いたします。
判定終了まで給食費を納付していただくこととなりますのでご了承ください。

②食物アレルギー等による給食停止者の負担軽減

①の事業に伴い、食物アレルギー等により給食を全停止し、弁当を持参する児童生徒の保護者に補助金を交付します。なお、一部弁当者は対象外です（対象となる方にはR8.2月頃別途通知を送付しますので、今回の申請は不要です）



裏面も
よく読んでね！

3 申請に必要なもの

①甲斐市多子世帯に係る学校給食費減免申請書

※対象児童・生徒一人につき1枚の申請が必要です。(第1子の児童・生徒は提出不要)
※別住所の子を扶養している場合は、別居監護の申立書が別途必要となりますので、学校から用紙をもらっていただき、申請書に添付して提出願います。(市ウェブサイトからもダウンロード可能です。)

4 申請までの流れ

①学校を通して通知を送付

※専用封筒に通知文、申請書、記載例を専用の封筒に入れ送付します。

②対象となる方(第2子以降の児童・生徒の保護者)は期限までに申請書等を学校へ提出

※通知を送付した際の専用封筒に、申請書等の必要書類を同封していただき、封筒の表面に学校名、学年、氏名(児童・生徒)を記入し、シールをはがして封をした状態で学校へ提出願います。

提出期限 令和7年6月13日(金)まで

提出場所 児童・生徒が通う各学校まで

☆その後、学校が取りまとめて市へ提出し、書類の審査等を実施します。

書類審査の一部を事業者に委託を行いますので、書類等に不備があった場合、

(株)日本旅行 甲府支店 : **☎055-232-4222**

から連絡がありますので、各ご家庭にて対応をお願い致します。

5 その他

- ・決定通知書は送付されませんのでご了承ください。
- ・学校給食費の減額は4月に遡りますので、納付しすぎている給食費は還付いたします。還付の時期等につきましては、学校を通じてご連絡いたします。(12月頃の予定)
- ・今回の申請は令和7年度の給食費を減免申請するものとなります。申請は毎年必要となるため、令和8年度につきましては、年度当初から減免を実施できるよう、R7.11 月頃に再度通知を送付する予定です。
- ・市外の小中学校に在学している児童・生徒の場合は申請方法が異なります。後日、別途通知を送付いたしますのでご確認をお願いします。

■問い合わせは…〒400-0192 甲斐市篠原2610番地

甲斐市教育委員会 学校教育課 保健給食係 ☎ 055-278-1696